

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東海岸町1番地の4

氏 名 浜田化学株式会社

代表取締役 岡野嘉市

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 5年 1月 4日

許可の有効期限

令和10年 1月 3日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鋳さい、⑮がれき類、⑯動物のふん尿、⑰動物の死体、⑱ばいじん、⑲13号廃棄物、⑳動物系固形不要物（以上20種類）

※①については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

- ※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。
- ※⑭については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。
- ※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。
- ※⑯については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件
なし

3 許可の更新、変更の状況

平成30年	1月	4日	新規許可
令和5年	1月	4日	更新許可
令和5年	1月	4日	変更許可

4 積替え許可の有無 有・**無**

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 **有**・無